

滋賀県社会福祉審議会
第 1 回ユニバーサルデザイン推進検討
第 2 専門分科会概要

- 1 開催日時 令和 2 年 2 月 27 日（木） 15 時 30 分～17 時 30 分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター 1 階 会議室 3
- 3 出席委員（五十音順、敬称略） 10 名
太田千恵子、尾上浩二、佐藤祐子、関根千佳、野村義明、松本正志、三星昭宏、山野勝美、山本勝義、頼尊恒信
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略） なし
- 5 事務局
健康福祉政策課：丸山課長、浅岡課長補佐、一伊達主幹、小寺主査、安達主査
- 6 進行
 - (1) 分科会長選出
 - (2) 淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定について
 - (3) 第 2 専門分科会（ユニバーサルデザインのまちづくり推進）の進め方について
 - (4) 意見交換（現状および課題について）
- 7 概要

司会：

それでは定刻になりましたのでただいまから滋賀県社会福祉審議会第 1 回ユニバーサルデザイン推進検討第 2 専門分科会を開催いたします。それでは開会にあたりまして、健康福祉政策課長の丸山からご挨拶申し上げます。

健康福祉政策課長：

皆さんこんにちは。本日は滋賀県社会福祉審議会の第 1 回のユニバーサルデザイン検討推進検討第 2 分科会に出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆様には、ご多忙のなか本日のご出席あるいは委員のご就任、誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。また、平素は滋賀県の健康医療福祉行政に様々なご協力を賜りまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さてこの専門分科会でございますが、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定に向けまして、検討いただくということを目的に設置されたものでございます。行動指針は策定以来 14 年経過しておりまして、その間、障害者権利条約の批准や関係法令の改正、あるいは滋賀県では、障害者差別のない共生社会づくり条例の制定、また 2024 年には、全国国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催もございます。それら様々な社会環境の変化に応じまして、この行動指針の改定が必要と考えております。

検討にあたりましては、二つの専門分科会を設置させていただきまして、本日の第2専門分科会ではユニバーサルデザインのまちづくりの推進として、主にハード面の検討をお願いしたいと考えております。また、第1の専門分科会につきましては、去る2月20日に開催させていただきましたが、こちらではユニバーサルデザインの理解促進として、主にソフト面での検討をお願いしております。この第1、第2分科会それぞれで出た意見を相互に情報交換しながら、議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

本日の会議では検討の進め方についてご議論いただいた上、現状や課題について、委員の皆様で意見交換をいただきたいと思いますと考えております。限られた時間ではございますが、新しい行動指針が誰もが住みたくなる滋賀の実現に繋がるものになるよう、委員の皆様には、ご経験と深いご見識を基にした忌憚のないご意見をいただけますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：

この会議では、委員の皆様から事前にお申し出のありました、コミュニケーションについて配慮を踏まえて進めさせていただきたいと思っております。また会議の進行につきまして一点お願いしたいことがございます。発言いただく際には、挙手をいただきまして、マイクがお手元にきてから、お名前を名乗っていただいた上で、できるだけゆっくりご発言いただけますようお願いいたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは最初に会場内の状況についてご説明をいたします。会場の中央部分に長方形の形に机が配置されておりまして、そこに委員の皆様が座っていただいております。委員の皆様の中には、聴覚障害がある方に手話による通訳の方が二名いらっしゃいます。傍聴者席と報道機関の記者席には、本日は来ておられません。事務局は全部で9名でございまして、健康福祉政策課長の丸山、健康福祉政策課の職員その他関係部門の職員がおります。また会場で委員の皆様が発言される時のマイクをお持ちする係員がおります。

本日は専門分科会設置後の初めての会議でございますので、僭越ではございますが、事務局から委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元に配布しております座席表と委員名簿をご覧くださいと思います。

<委員紹介>

次に本日の専門分科会には委員10名中10名のご出席をいただいております。委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規定第4条第2項の規定に基づき、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

次に本日配付している資料の確認をお願いいたします。

<資料確認>

それでは早速議事に入らせていただきます。

先ほども申し上げました通り、本日はユニバーサルデザイン推進検討第2専門分科会の

初めての会議でございます。このため専門分科会長が選出されるまでの間、大変恐縮ですが事務局において、しばらく議事を進行させていただきますのでよろしくお願い致します。

最初に、次第の2(1)にありますように、専門分科会長を選出する必要がございます。滋賀県社会福祉審議会条例第7条第2項によりまして、専門分科会長は委員の互選によるということとなっております。専門分科会長の選任につきまして、皆様方のご意見を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員：

関西はもとより、全国のバリアフリーを長年引っ張って来られた委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

司会：

ありがとうございます。異議なしとのお声をいただきましたので、委員にユニバーサルデザイン推進検討第2専門分科会長をお願いしたいと存じます。

進行ですが、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第1項の規定にありますように、専門分科会長はその専門分科会の事務を処理するとありますため、委員をお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

専門分科会長：

皆さんこんにちは。年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

会議の進行に先立ちまして、この分科会の会長の職務代理者ですが、これは社会福祉審議会条例第7条第4項の規定により、分科会長が職務に携われない場合に代わって、職務代理する委員を指名することになっています。つきましては、委員をお願いしたいと思います。委員よろしく申し上げます。

自己紹介をさせていただきます。近畿大学の定年退職教授で、名誉教授なる名前だけの役職になっておりますけれども、2000年のバリアフリーの時から政府に協力しまして、ガイドラインを作ったり、法律自体を作ったり改編したりする仕事のお手伝いをさせていただきました。特に私が力をいれてきましたのが、近畿地方のバリアフリーを、ということで、2000年のバリアフリー法の仕組みは、簡単に言いますと、面的にエリアを設定して、駅舎から建築物からすべて本当に使えるバリアフリー化を推進していくと、さらにそれを継続して改善していくという仕組みです。その検討にあたっては、当事者が必ず参加、参画しなければならないという仕組みです。実は、この仕組みのもとになる原型があるんです。一つは滋賀県の守山市、委員が今日いらっしゃいますが、守山市でエリアを設定して、道路から鉄道から駅舎からバリアフリー化しようっていう試みを、2000年のバリアフリー法以

前に取り組みました。それが原型になりまして、国の法律の面的整備の基礎になったんです。だから滋賀県は、そういう意味では全国の先駆けとなった実績持っています。あわせて、もう一つはユニバーサルデザインに推進のための行動指針を作ったとか、或いはこの関西なんですけれども、事業の最初から、つまり後から参加するのではなくて、計画段階、構想段階から参加して大型の施設を作ったんです。それ以降、全国では羽田空港と中部空港以外で例は少ないのですが、実は関西は、神戸市の船客ターミナル、これは、1996年ですかね、同じくほとんど同時に阪急伊丹駅、関西地方は最初から当事者参画で施設を作りました。そういうふうにして関西が全国引っ張ってきております。それを受けまして、これからの20年30年の本県のユニバーサルデザインを推進する検討会ができたっていうのは、全国をまた引っ張るという意味でも、非常に大事な役割だと思います。

では、ユニバーサルデザイン行動指針の改定について、事務局からの説明をお願いします。

事務局：

<資料1～3について説明>

専門分科会長：

補足させていただきますと、バリアフリー法が一昨年完成して、マスタープラン制度が新設されました。この関連施策として非常に関係が強いのが、先ほど申し上げたバリアフリー法に基づく面的整備の話です。本県はずいぶん頑張りました、幾つもの市で取り組みが進みました。一昨年、法律改正しまして、大きい改正点を一つ申し上げておきます。従来は、移動等円滑化基本構想という名前で、面的整備を行ってきたんですが、これは多分に事業計画の性格が強かったんですね。駅舎を整備する、エレベーターをつけるエスカレーターをどうする、何本つけるんだ、駅前広場はどうする、というところから始まって、周辺部の道路をどうするのか、そこまでちゃんといけるのか、道路については主な道路の幅が確保されているのか、されてないならどうするのか。法律上はちょっと後になりましたけれども、建築物についても、大型の建築物のバリアフリー化についてもどうするこうすると、特に公共的な施設とか、スーパーとかの大型の商業施設については、これもまた当事者が参加して改善するっていう、そういう総合的なバリアフリー化を進めたんですが、今度のマスタープランでは、事業化まで至らなくても、バリアフリー化を促進する方針を作るとというのがマスタープランです。ですから、法律の名前では「移動等円滑化の促進の方針」という名前を使っていますが、英語でバリアフリーマスタープランという名前で今、進めてまして、今年度、最初のマスタープランができてきます。奈良市はつい昨日作りました。それからあと明石市もこの3月中に作ります。ほぼできております。池田市もできております。この三つが関西で初めてマスタープランとして、こういう方針でやるんだっていう、あらゆるものを枠組みにとらわれずに、バリアフリー化の方針を出して、その方針に基づいてバリアフリーを進めていく仕組みを作りました。

補足の最後になりますが、せっかく基本構想を多くの市で作りましたので、さらに踏み込んで、バリアフリーマスタープランづくりを県の方からも推進していただきたいと。以上が、私の発言です。

事務局からの説明に関して、資料で配付いただきましたように、本当にこの間、行動指針の後、社会変化として、新しい施策が加わってきております。そういう意味では行動指針について、ちょっと見直してみると、やっぱり表現として古くなったところもあります。もう一つは事情・状況が変わってきてること、ターゲットが変わってきてる。考え方ですね。三つ目が一番大事だと思うんですが、この行動指針に基づいて本県頑張ってきましたけれども、進んでる部分もあれば、やっぱり遅れてる部分もあります。その遅れてる部分に関して、前向きにこれから行動をさらに進めていくことを、きちんと表記しましょう。この3つくらいの視点でもう一回見直ししていこうとこういうことですね。いかがでしょうか。

委員：

滋賀県の状態についてまだあまり詳しくないので、お伺いしたいんですけど、資料1で検討体制のところ、庁内連絡調整会議、全所属ユニバーサルデザイン推進員とありますが、岡山県ですとこれは市民、県民を指すのですが、これは県庁内にそれぞれの部局の中にユニバーサルデザインを推進する人がいるという意味なんですか。

事務局：

委員がおっしゃった通り、全ての所属、健康福祉政策課とかすべての所属におきまして、ユニバーサルデザイン推進員という仕事をお願いをしております、各所属に1人、そういう観点で、いわゆるイベントするときですとか、会議するときですとか、そういったときに、ユニバーサルデザインの視点でチェックしていただいて、推進を図っていただくという方を置いております。

委員：

ありがとうございます。

それは例えば教育委員会に何人、警察に何人とかいう感じで、本当に県庁内の全部部局にいらっしゃると思ってよろしいですか。

事務局：

各所属に1人ですので、健康福祉政策課に1人、教育委員会何とか課に1人、県立何とか高等学校に1人ということで、各所属1人設置しております。

専門分科会長：

所属は部だけでなく課単位ですね。

事務局：

はい。

委員：

それは全体で何人ぐらいになるんでしょう。そういう人たちの横の繋がりといいますか。多分ユニバーサルデザインは部局横断のものがたくさんあると思うんですけども、それぞれの中で上がってきた課題を推進員の皆さんの中で話し合うような、企業でいうとメーリングリストみたいなものはあるんでしょうか。

事務局：

ユニバーサルデザイン推進員の数ですが、各所属に1人ですので、所属数の240から250ということになります。ユニバーサルデザイン推進員に関しましては、年に1回、ユニバーサルデザインの推進員研修などをして、全員出席していただいているわけではないんですけども、そこで研修会をするということをしております。ただ、ご指摘のようなメーリングリストのような情報共有をする仕組みというのは、今のところはしていません。

委員：

はい、わかりました。せっかく二百何十人もいらっしゃるんだったら、県内のいろいろ上がってきたことを、例えば県民にユニバーサルデザインもうちょっと理解してもらうにはどうしたらいいんだろう、みたいな話が普段から会話されてるといいのになあ、と思ったんです。わかりました。ありがとうございます。

専門分科会長：

その辺ちょっと重ねて、私からの質問ですが、その方の必ずしなければならない責務はどんなことですか。会議に出ることですか。

事務局：

具体的に必ずこれをしなければならないということは定めておりません。ただ、日々の業務の中で、ユニバーサルデザインの推進について、チェックいただく、留意していただくということになっております。

専門分科会長：

多分、委員がおっしゃりたいのは、漫然と、推進してくださいねっていうその程度の責務感ではなかなか進まないっていう。例えば年に1回集まって、そういう方が中心になってやってるだとか、あるいは事業に関しては、1回はバリアフリーチェックしなきゃいけないっ

てことになってるとか、そういう具体性のあるものがあるか、という委員からのご質問でしたが、お答えとしては、一応責務としては決めております、という状況だと。ご指摘ありがとうございます。

委員：

私も北海道から九州までいろいろな自治体さん、特に県庁レベルもユニバーサルデザイン推進の委員を20年ぐらいあちこちでやってきたわけですけど、例えば岩手県のユニバーサルデザイン会議は、知事が座長なんです。それで全部局が事務局で、警察本部長だったり、教育長だったりするわけです。それで委員の障害当事者から、これどうなってますかって質問があったら、知事が、教育長どうなってますか、とその場でポンと聞くわけですよ。そうすると、その教育長がその場で答えられるように、その会議に出る人たちはしっかりデータを持ってなきゃいけないわけです。ユニバーサルデザイン推進員の人たちっていうのは自分の部局でどこまでユニバーサルデザインがどう進んでるかということ把握しておかないといけないミッションを持っているんです。そこまでやってるのかなあと思ったので、ちょっとご質問をさせていただいたんですけど、ぜひ進めてもらうミッションを持っていただけると嬉しいなと思います。以上です。

専門分科会長：

とても大事なご質問ご意見ありがとうございます。他の方いかがですか。

委員：

教えて欲しいことがございます。資料1の課題と背景がありますが、誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりっていう文書がありますが、整備基準、最低限の基準であるにもかかわらず、施設設置者は、整備基準を、それは十分であろうというふうにしているという意見がありますよね。これは具体的にどういうことか、ちょっと教えていただきたいと思います。

専門分科会長：

はい、ありがとうございます。事務局お願いいたします。

事務局：

このページの課題背景に書いてある項目は、いろんな会議とか或いは個別に県として伺っているものでございます。その中で、ご指摘の件なんですけど、ユニバーサルの取り組みというのは終わりなき取り組みであるというのはこの行動指針の中にも書いてあります。ある程度クリアをしたらいんじゃないかと、どんどんどんどん良くしていくというような考えがあると。そういう中で、条例の整備基準については、いわゆる最低基準ということ

になりますので、最低基準さえ満たしてたら、それ以降の改善の努力ということは必要でないのではないかというような考え方があるのではないかと、というようなご指摘というふうに理解しております。

専門分科会長：

いかがですか。

委員：

説明はよくわかっております。一つ何か具体的な例を挙げていただけたらなど。例えばJRの電光掲示板がございますね。すべて電光掲示板がつけました。それで終わりっていう、そういうような説明でしょうか。

事務局：

電光掲示板のどこについては、ちょっと詳しく申し上げる知識がないんですけれども、例えばですね、ホテルなんかでは、バリアフリーの設備を設けた部屋、車椅子で利用できる部屋を最低1室とか、そういうような基準が定めておりますけども、1室設けたらそれでいいんだということではなくって、利用者の要望や状況も把握をして、我がホテルでは2室いるとか、3室いるとか、ユニバーサルだからもうかなりの部分をそういう仕様にしようとかです、そういう改善まで考えていく必要があると、そういうご指摘だと思います。

委員：

わかりました。

専門分科会長：

とても大事なご質問で、現在、国の法律条例すべてについて、規制というのは、事業者はそれを見て、その規制を守らなきゃいかん義務の場合と、それから推奨の場合とあります。それは確かに守ってやってくれるんですけども、それ以上のことを頑張ってやろうっていうことは事業者任せられているわけですね。現在の基準では、例えば国の法律の場合は、北海道から沖縄まで通用する書き方にしないとイケません。レベルからいったら、例えば、海浜のバリアフリーなんかあまり詳しく北海道で出してもしょうがないんで、むしろ北海道は雪国のバリアフリーを本当は出さないといけない。そうすると、最小公倍数とって、どこでもやる当たり前みたいな事しか書いてないんで、今世界レベルから見たら、まだ一周遅れのものもある。そんな状態ですね、世界的に見ると。頑張って頑張ってここまで日本はできましたけど、気がついたら横走っているランナー見たら、1周まだ遅れてるっていう状態なんで。そういう何とか頑張って追いつかなきゃいかんですね。

大変いい質問いただいてありがとうございます。そのためには、規制のレベルを上げると

同時に、事業者みずからが取り組んでやっていただくということもあわせて推進していかなくやいかんわけですね。多分事務局がおっしゃりたいのもその辺でしょうね。最低限のことなんで、まだまだやることだとか課題はたくさんありますと、こういうことですね。ありがとうございます。他いかがですか。

委員：

資料1の課題と背景のうち、「利用者の使い勝手や維持管理への配慮が不十分なために、施設や設備が活かされていない場合がある」というのは、例えば、車いすトイレに手すりをつけなさい、という条例があったら、手すりはついているけど高くて使えないとか、トイレトーパーが高くて使えないとか、当事者の意見を反映したものでない、という意味ですよ。100%は難しいかもしれませんが、立っている人の視点で手すりなどをつけられたら、いいですね。

あと、「障害の社会モデル」SDGsの考え方、の意味を教えてください。

専門分科会長：

前半について事務局お願いします。

事務局：

一つ目いただきました点、委員おっしゃる通りでして、確かにそういう設備は施設にあるんですけども、実際には、当事者の意見を聞いていなかったりして、設備はあるんですが、当事者の方にとって使いにくいというようなものがある、というのをここで課題として挙げているということです。

専門分科会長：

ありがとうございます。SDGsについても、事務局でちょっと補足してもらえますか。

事務局：

参考資料9です。持続可能な開発目標とは、ということで、2030年までに世界を経済社会環境のバランスのとれた社会と変革するということを目指しておりまして、誰一人取り残さないと、こういうキーワードをもとに、今すべての人が幸せになるということを求めているというものでございます。

専門分科会長：

せっかくですから、委員、「障害の社会モデル」について補足していただいてもよろしいでしょうか。

委員：

「障害の社会モデル」についてですけれども、共生社会づくり条例のパフレットのとおりに、「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活や社会生活において受ける制限は心身の機能障害の有無によって生じるものではなく、社会の中にあるバリア、社会的障壁によって生じるものであるという考え方です。例えば、障害の社会モデルの考え方に立つと、段差の前で進めなくなっている車椅子の人の図ですけども、車椅子を利用している人が段差を上がれないのは、身体に障害があるからではなく、段差があるという建物の状況、社会の中にあるバリアに原因があると考えます。この場合、スロープやエレベーター設置することで段差を上がれないという障害、差し障りがなくなりますと、こうした社会の中にあるバリアを社会全体で取り除きましょうということで、障害者が感じている生活のしづらさ、社会参加のしづらさ、そういったことは、社会のバリアとの関係で生じてくるという考え方を社会モデルといいます。SDGsも、誰も取り残さない、というのがキーワードになっていると思います。すべての人が排除したり排除されることなく、参加ができる、居場所がある、そういう社会をつくっていくというのが、SDGsの目的です。行動指針ができたのがもう15年ぐらい前になりますので、やっぱりこの15年間の間に、この「障害の社会モデル」も障害者権利条約が採用している考え方ですけども、この障害者権利条約が批准されたり、あるいは県の条例でも社会モデルという考え方が取り入れられたりしてきました。また、国連のSDGs、これは行政だけじゃなくて、企業や様々なところで取り組んでいきたいと思います。時代がこの15年間大きく前進してきている部分があるので、こういうものを見ながら、行動指針を改定、アップデートしていければなと思いました。

専門分科会長：

ありがとうございます。委員が副議長を努めていただきましたDPIの流れの中で、このSDGsっていうのは、我々の人類社会と地球環境全体はこれから持続していけるということにポイントがあるんですが、その中の大変大事な中核的な政策の一つが、この誰一人取り残さないということです。そういう点でDPIは特に力を入れて、あらゆる機会にSDGsを目的、目標にしているんですね。環境問題についてもそうです。

委員：

我が国ではSDGsというのがその経済成長のあり方みたいな理解がされがちで、今日の資料の中にはないんですけど、Society5.0という、次の経済成長を進めていけば、誰も取り残さない社会ができるみたいな文脈でとられがちなんですけど、そうではなくて、むしろ国連が言ってるのは、すべての人の人権が守られてインクルーシブな、誰も排除したりされない、そういった社会をつくる、誰も取り残さないという中核的な価値としてあるというのも、会長がおっしゃった非常に大切な指摘だと思います。

専門分科会長：

はい、ありがとうございます。それでは本県の目的目標のかなり上位として出てくるんでしょうね。ありがとうございました。他いかがですか。時間もありますので、後ほど引き続き出させていただくことにしまして、次行きましょうか。第2専門分科会の進め方に関して事務局から説明をお願いします。

事務局：

<資料4, 5について説明>

専門分科会長：

はい、ありがとうございました。では議論の前に、第1専門分科会長である委員から補足をお願いします。

委員：

先ほどの事務局説明でだいたいの様子について皆さんと共有できていると思うのですが、特に当日参加をしている立場から、特徴的だった部分をいくつか申し上げます。

一つはその当事者参画。私たち抜きに私たちのことを決めないで、ということに関連してなのですけれども、ユニバーサルデザインではPDCAという、計画を作り、実行して、チェックをして、次の改善につなげると言われるのですけれども、どうしてもでき上がってからチェックをしてしまうと問題点等が出てしまう。やっぱり計画段階から当事者参画をしていくということの大切さと、企画や計画段階からの当事者参画の仕組みがいるのではないかと。具体名が出ていますけれども、新県立体育館、せっかく新しく作られたにもかかわらず、実際にできたものをチェックしたら非常にやっぱり使い勝手が悪いみたいなことになっている、というのが当日の皆さんから出された話です。計画段階から当事者が参画をするということが大切ではないかというのが1点ですね。

2つ目が、第1分科会は理解促進がテーマということもあってなんでしょうけれども、学校教育、やっぱり子どもの段階から、一緒に学んだものが一緒に生活をする、そういうインクルーシブ教育の大切さということと、その学校のバリアフリーということが、本当にたくさんの委員から出されました。特に学校部局、教育委員会との連携は、特に先ほど会長がおっしゃられたバリアフリー法の改正の中で、今回、ようやく地域の小学校中学校などのバリアフリー化も義務化になってきますので、これをどうやって県内の市町で実行していくか、という課題もあるかなというふうに思いました。あとは見た目でわからないと言いますか、いわゆる見えない障害とか見た目でわかりにくい障害っていう、知的や精神、発達障害、難病、或いはこの分科会では認知症のご家族の方もおられました。そういった立場からのご発言、その誰も取り残さないと言ったときに、見て分かるというか、これまでの障害概念に加えて、

さらに見た目で分かりにくい、そういう集団も含めて誰も取り残さない、ということが大事だということ。あともう1点、情報のアクセシビリティの問題というのも指摘がされたかなと思います。第1分科会には知的障害の当事者の方にもご参加いただいて、地図だけだと目的地にどう行ってよいか分からないと、ホームページなんかで周辺の写真があったり、駅に着いたらこれはこっち、みたいな分かりやすい案内があったりすると分かりやすいということ。また、知的障害のある方にはアプリが使いにくい、そういった問題も含めて出されました。障害者権利条約ではアクセシビリティというのですが、要はバリアフリーというどうしてもハード面というか、建物というか、物理的なバリアだけになりがちなんです、やっぱりそういうようなものを使うにしても、情報なりそういったことによる制限があると使いたくても使えないという、そういう問題が出されたかなと思います。

以上、もう一度申し上げますとキーワードとしては、企画計画段階からの当事者参画ということと、学校、子供段階からのインクルーシブの学びの場の大切さ、ということ。そして、見た目で分かりにくい障害も含めた、誰も取り残さないユニバーサルデザインということの大切さ、そしてアクセシビリティ、情報を含めたアクセシビリティの大切さということが第1分科会で特印象に残った点です。

専門分科会長：

ありがとうございます。実は私も傍聴しておりまして、委員の通りだと思いますが、一つ印象に残った意見で、心のバリアフリーを間違えて使ってるんじゃないかと、いう発言ですね。バリアフリーというのは、善意とか愛で進めるものではないと、誤解を恐れずに言えばね、やっぱり生活上障害のある方々の社会参加及び生活上の権利であるから、あまり人のお情けでやってもらう、みたいな言い方はやめてくれっていう意見がありました。

委員：

参考資料3の58ページ。ユニバーサルデザイン2020行動計画という、国の政府全体の方針、計画があります。その中で、「障害の社会モデル」の理解の大切さや、それを理解することかが書かれていますが、さらに62ページで「心のバリアフリー」と、この心のバリアフリーというのは、心とは見えるものではないので、要は何かということで、心のバリアフリーを体現するための3つのポイントとして、①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルを理解すること、②障害のある人および家族への差別は行わないよう徹底すること、③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションをとる力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養う、こういったことが心のバリアフリーということの本意であるということで、先ほど会長がおっしゃった通り、情緒的なものではなくて、そういう具体的な態度や行動を伴う3つのポイントを大切にしておきましょう、という説明でした。

専門分科会長：

補足いただきありがとうございます。それではご意見ありませんか。

事務局：

委員から、第1分科会での議論のご紹介をいただきまして、その中で県立体育館の取り組みについて、ご意見いただいて、その後確認をいたしましたところ、県立体育館の設計の審査等にあたりまして、障害者スポーツ協会の方にも委員としてご参画いただいていたということと、設計につきましては、身体障害者福祉協会さんのご意見も伺っているということを確認しておりますので、まずちょっとご報告をさせていただきます。

専門分科会長：

先ほどから話題になっている、最初の段階から、という点ではどうでしたか。どの段階から。

委員：

事務局が言われたように、障害者スポーツ協会から委員ということで、最初の業者選定から関わらせていただいて、その時にも、建物が建ってからでは遅いので設計団体から常時報告してほしい、というのは候補となった業者さん2者の方をお願いして、例えば避難経路とか、何かあった時にエレベーター以外で上から降りられる避難経路をちゃんとしてください、とかいうご意見をお願いしたところ、具体的なことは、おいおいこれから、という2者ともそういうご意見でした。時間の関係もあるので、あれしてくださいこれしてくださいと言えなかったのが、障害者スポーツ協会として、障害者のいち代表として関わらせてもらって、ご意見を申し上げましたが、実際の確認段階では、私は全然知らなくて、私自身が何も見ていなかったのです。他で行かれた方に聞いたら、何かあった時に避難経路はどうするのか、とかエレベーターが1基しかないとか、そういう意見を言ってきた、ということでした。もし、次回そういうことがあれば、私も参加させてほしいと思いました。

専門分科会長：

守山市はユニバーサルデザインで公共施設をつくっていくという点では、先ほど申し上げましたように、基本構想の後、同じメンバーで全国的にも稀なんですけど、構想段階から当事者が参画するっていう、その中の中心メンバーなんです、その中で新しい施設を作ったわけです。

委員：

守山中学校の基礎工事の段階以前に、模型で具体的に設計の方からいろいろと教えてもらったことを記憶しています。

専門分科会長：

設計段階で、あれはどうだ、これはどうだとやって、そこからやったので相当いいものになったと思います。最後の方に議論してはもう手遅れになることが多いので。それで新県立体育館の話ですが、当初は呼んでいただいて、姿勢はよかったですね。ただ途中からちょっとさっきのお話は詳しくわかりませんが、時間がないとかになり、関係者全部そろってこれでよろしいかというメリハリ効かせてきちっと意思決定するという点でうやむやなところがあつたかなという、そういうふうに分かれました。どちらにせよ、姿勢はおそらく悪くないんだろうけども、十分まだ当事者参画で習熟したものになってないのではないかなあということです。せつかくおやりになったものをケチつけちゃいけません、課題もあるかもしれませんね。

委員：

先ほどの補足で、実は滋賀県の本之本にも本之本体育館があり、今度、国体の柔道場になって、あたらしくメインアリーナを作る。私はその委員ではなかったんですが、私の関係者が委員で、サイトラインといって、車椅子の場合は、周りの人がワーとなって立ち上がったから見えなくなるので、ちょっと上げるというところで、サイトライン確保のために、車椅子席を上げたんですが、そこまで上げるのは普通だったらスロープかエレベーターがということですが、なんと、リフトなんです。簡易リフトになるわけで、それウソやろという話で我々が言ったんですが、予算の関係上リフトなんだと。言いたいことは2点あって、県立体育館の問題は、滋賀県においては県立体育館のだけの問題ではないということ。始めは当事者参画していたんですが、最終段階でそういうことになった、ということ。それは、基準上はいけるやろう、という話になっている。一方で、そういう基準の問題と当事者参画ということをどう有機的に考えるか、ということ。県立体育館と本之本の事例の両方で課題があると思います。

専門分科会長：

はい、ありがとうございます。とても大事な話で、さっきからの脈絡で言えば、最初の段階から参加すると、それは大事だけれども、一見それもやってみても、あとになって、いやその基準はこれでいいんだから勘弁してくれとか、やっぱり予算が関係してて、とか、それから建築物は基本設計を途中で動かすと、あらゆるものが関係してきて工期が1年遅れるとか、そういう問題になるんですね。だから、本当に最初からきちっと参画しないと、途中から変えられない。

ご存知の方も多いと思いますが、サイトラインのことを説明していきますと、普通に作っていると、車椅子の方々の視点では車椅子席からでは、前の人の座席や頭が邪魔になって、また手すりも邪魔になって見えないなんていうこともあるんですが、ほとんどのところが

そういう状態なんで、それを改善していくのはいいことなんですが、そこへ行くためにリフトを作ったんですよね。どういう事情でそうだったか知りませんが、リフトに乗せて上げるというのはそれなりに人手もしくはひと手間いりますし、災害時にはこれ相当大きい問題があるわけです。ところが、障害者の方がこれではアカンと言ったら、いやもうこれで基準は満たしているからいいんだ、と。一応、サイトラインに配慮することっていうのは、国の基準では入れているんですが、そういう問題が起こってくるわけですね。私も自分の経験上、それぞれ最初に参加することと、それからもう一つは予算のとり方が問題で、公共的な施設の場合には、予算に合わせて予算の執行の仕方にもルールがあります。それから、予算オーバーするとき、相当な理由がないとこれはもう駄目、基本これはできませんし、もう一つ大きいのは、だから、途中で設計変更することによって、予算アップするっていうことがもう大変なんですね。

私も関係した神戸の中突堤の場合は、最初から施設全体で3億円をバリアフリーのために、別途確保してあるわけです。その中で頑張って設計変更しました。だから相当な仕組みを作らなきゃいかんね。それ無しでいくと、なかなか難しい。そういうことにならないように、このあたりは行動指針のこれからの方向性の一つだと思います。これ皆さんがおっしゃいましたことですね。ありがとうございました。

委員：

私、国交省の中では営繕という部隊で、公共建築のユニバーサルデザインのガイドラインを作っていた側なんですね。そうすると、公共建築を作る時には、基本的には障害者高齢者の意見を聞きながら作ります。スパイラルアップでどんどん良くしていきます。これを調達基準にしましょうっていう話もあったはずなんですよ。ご存知の通り、他の国では、高齢者障害者が使えないような建物作っちゃったら、建築士の免許はく奪、罰金取られて牢屋に入れられちゃうっていう、刑事罰民事罰まであるぐらい厳しい国があちこちあるわけですよ。基本的にはですね、SDGsの中でも同じなんですけど、環境と人間に良くないものを作るっていうことは罪なんです。これからは。そう思うと、これから新しく建築物を作るときに、ベビーカーユーザーや高齢者が入れないような建物を作るってこと自体がクリミナルなんですね。犯罪的なんですね。そういう概念を持って、これからこのユニバーサルデザインのまちづくりをするときに、調達基準の第1にユニバーサルデザインするっていうのを入れられないか、というのを私としては提案したいんです。そうすると、応募してくださる建築業者の皆さん自身がユニバーサルデザインをちゃんと理解し、アクセシブルな建物とは何かということを理解し、その上で調達に参加していただくことになるわけですよ。だから、今回のこの中で、それって入れてみませんか。例えば新しくバスを買うっていうのもアクセシブルなバスしか買わないとかね。新しく旅館建てるっていう時にも、盲導犬OKじゃないと駄目とかですね、何かそんなふうに許可を出す方もUDを前提にするっていうふうにできないかなと思っていて、これからの、やり方の部分になってくると思うんですけ

ど、滋賀県はユニバーサルデザインを調達的前提にするっていうふうにはできないかなという提案をしたいんです。いかがでしょうか。この辺事務局としてはそんなこと言われても困るって言われるかもしれませんが。

専門分科会長：

今後の方向性については次回になると思うんですが、せっかく意見が出ていますので、これまでの話を含めて、委員の提案について何か事務局ありませんか。

事務局：

これは県から審議会に諮問をしておりますので、この審議会でご議論をいただいて、審議会に諮って合意されたものについては、答申として県にお返しをいただくということが出来ますので、そういう部分で今から事務局として何かこれは無理ですとか出来ますとか、ということは、お控えさせていただきたいと思います。答申をいただいた後にそれを実際の県の施策に反映するかできるかどうかというのは、政策判断のところがありますので、それについては、県の内部でしっかり議論をしていきたいと思っております。

専門分科会長：

それを駄目だなんてそんなことは言いません、どんどんやってくださいと。

委員：

熊本県では2000年からこういう形で進んでいます。

専門分科会長：

そういう最先端の事例を皆さんから教えていただいて、やりましょう。水を差すわけではないですが、簡単ではないと思います。例えば、国の助成が入っている場合にこんな分厚いマニュアルで材料調達のマニュアルがあつてですね、そこからはみ出したら、こんなぜいたく品、国庫を使ってこれを許されませんので、会計検査院が最後乗り出してくるというのはよくあるんですね。そういうことも含めて、いろんなこと考えながら本当に実行できるようにしてやっていきましょうね。ただ、その考え方も固定観念化されて、こんな分厚いに表もですね、今大分変わってきていますね。国の方も。

委員：

イギリスの場合は、建築の方はご存知だと思いますけれども、建築するときモデリングのソフトありますよね。公共建築はビームを使わないとも許可がおりないんですよ。ですからそれをデータでどれくらいユニバーサルデザインに配慮したかっていうのもデータが全部残っているの、そのあとからもチェックができるようになってるんです。

残念ながら日本の公共建築はまだビームが許可されていないので、そのあとのデータがなかなか取りにくい。でも、例えば本当は今回のもデータをきちっと残しておいて、そのあとからも、確認が取れるようにするとか、この辺も進めてただけると非常にやりやすいと思います。今おっしゃったような、ここちゃんとやっています、っていうふうにエビデンスがあれば、反論できますので、ぜひそこはやって欲しいかなと思います。

委員：

配布資料にある滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例のパンフレットの表で、いわゆる差別の禁止と合理的配慮の提供が、全部法律上の義務と条例上の義務となっていて、そのバリアフリーということも含めています。ただし、実は誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の施行規則で、こういう建物は何㎡以上という足切りをしている。有名な話ですが、大津駅の改築があって、2階に上がれないという問題がありました。あのときネックだったのがここなんです。いくら共生社会づくり条例で言っても、実は細かい数字は書かれていないので、細かい数字は施行規則に書いているので、条例上の義務があっても、こっちは義務がない、みたいな話になるので、共生社会づくり条例を活かそうするなら、その整合性をちゃんとしないと、結局条例では義務になっていないので、合理的配慮義務は過度な負担です、という回答になってしまう。そこをどう有機的に考えていくか、というのがすごく大事だと思います。

専門分科会長：

はい、ありがとうございました。最初から一貫して出てる話の脈絡のなかの話ですね。基準に入ってる、入ってないという。ちょっと時間のことなんですけど、一応議事の進め方としては、先ほど事務局からお話いただきました進め方に関しては、一応基本的にこれで了解したことにして、さらに意見があったらこれからあと20分程ありますので、全員の自己紹介及び意見、その中で必要でしたら出していただくと、そんなふうに進めたいと思います。まず進め方については了解したということで、特に反対はないですね。ありがとうございました。では次の意見交換に移ります。

委員：

いま、マイクきたよ、って言うてくれて始めて分かる。持ってきた人が「はいどうぞ」って言うてくれればすぐわかりますよね。やっぱりこういう配慮っていうか、接してないと分からないというのがあると思うんです。すみません、マイクのことでもちょっとそういうことを感じましたので。

交通行政についてなんですけど、交通行政の場合は、障害者の意見を初めから取り入れてくれるとか、障害者の意見を聞きにきてくれるなんていうのはほとんどないんですよね。例えば、今知事も表明されて滋賀県では、ラウンドアバウトを増やしていく、ということで、

守山に最初に作られて、米原市の方にも作られていますけども、ラウンドアバウトってというのは視覚障害者は全く分からない。横断歩道はありますが、全く渡れないんですよ。そういうことに視覚障害者には全く配慮されてない。

それから信号機の新たな設置についてもそうですよね。信号機にユニバーサルデザインから考えていただくと、その視覚障害者が渡れるように全て音響信号機にさせていただく、それも理想的には24時間作動するということが理想なんですけども、24時間作動しなくっても、送信機によって音がでないときでも送信機を使えば音が出るよう音響が作動するという信号機にさせていただきたいんですが、なかなかそういうことで進んでいない。そういう意見もなかなか警察の方は、視覚障害者の意見は聞いていただけない。それから例えばこの県庁の近くで言いますと、本館の方の信号機は、ピヨピヨとカッコウっていう音響が鳴ってますけども、新館の裏から入るところは、信号が青になりましたよ、ということは教えてくれるんですが、実際にピヨピヨとカッコウは鳴っていない。県庁の周囲の何百メートルしか離れていない信号でもそういうように違う、というふうに、特に交通行政については、行政の方針ありきで障害者に配慮とか、バリアフリーとか、そういうふうな考え方をしていけない場合が多いというふうに思ってるんです。

それからもう1点。このユニバーサルデザイン行動指針というのが事業者に対して、どれぐらい有効なのか、というのがあります。これは昨年のお話なんですけども。私、彦根に住んでるんですが、南彦根駅っていうのが私の最寄り駅なんですけども、有人のチケット販売がなくなりました。チケットセンターに繋がる機械で緑の券売機っていう機械になったんですよ。その時に、それでは視覚障害者は使えないので、研修をしてくださってというふうに彦根駅にお願いしました。研修はしていただきました。その時に、琵琶湖線の中で、大津から米原までの駅の中で、階段が示す誘導鈴が鳴ってないのは彦根駅だけなんです。彦根駅は音もこもってすごく環境が悪いんですね。ですから、その誘導鈴をつけてくださいとお願いしたところ、交通バリアフリー法の中では駅を改装する時にはついてない駅はつけなさい、としかなくてないので、彦根駅は改装する計画はないので、誘導鈴はつきません、という。このなかにも出てきてますが、バリアフリー法のそれが最低基準ではない、ということが、しっかりと事業者認識されてない、ということをつくづく思うんですね。ですから、滋賀県で行動指針を作った時に、それがどの程度まで事業者活かされるのか、指導できるのか、というのがすごく私は疑問点に思っています。以上です。

専門分科会長：

ありがとうございます。今のお話は1時間ぐらいとってやりたい内容なんですけども、ちょっと時間的にも難しいので、あんまり時間取れませんが、大変大事なことをおっしゃっていただきました。私もずっと同感で、視覚障害者の方一人で出歩けるということになると、これだけバリアフリー社会だと言われながら全くダメですね。本当に厳しい。大阪難波と大阪駅前、あの中で、音響信号機がついてるところもごくわずかですよ。だからそこ歩けないん

ですね。そんな燦燦たる状態ですね。やっぱり日本全体として5ヵ年計画で、日本中の信号機を音響信号機設置それから視覚障害者対応については、お金かけてやるべきじゃないかなと。ちゃんとした政治家、国会でそう言ってくれる政治家いないかな、と。滋賀県警のリストがあって、ダーっと要望上がってるけど、まず基本構想が立ってないところは全部後回し。それから立ったところでも、今年はここだけみたいなの、本当に皆さんびっくりするほど予算がないと、いうことになって参ります。予算も国から回ってくる。そういう仕組みを変えないと、所轄の交通課長にお願いするだけではなかなかうまく行かないんです。しかし、所轄の課長に言わなきゃいけない問題もたくさんある、まだ両方あるんです。他いかがですか。

委員：

委員がおっしゃった話に関連して申しますと、資料1ですが、必要最小限ということを書いてるところがありますが、事業者のなかの、法律で定めている、或いは行政指導があった中で、とりあえずその目標をクリアすればいい、っていう認識がやはりある、見受けられるんですね。その要因としては予算の問題っていうのは非常に大きいので、とりあえずここまでやっとならばいいだろうと、事業を営んでいる方にとってはあるので、やはりそこはですね最低基準ではなくって事業者の方も、例えばノンステップバスであったり、リフト付きのバスであったりですね、それを目標基準を単にクリアするというだけではなくて、やはり積極的に導入して、今後国スポ・障スポもありますので、そういう意識がやはり大事だになっていうふうに、今日いろんな方からお話を聞いてですね、思ったところです。その意識がそういう低床式のバスの導入促進につながっていくのではないかなと。単に予算が無いからやめとこうというのではなく、そういう意識を持って、さらに行政の方もご支援を賜れば、より導入が進むのではないかと、思った次第です。

専門分科会長：

ありがとうございます。今日の議論の第1のテーマが、今おまとめいただいた通りの、基準というのは最低限なので、その先をどうやって、レベルを上げていくかということこそが一番重要だという話、ありがとうございます。

委員：

今回この委員会に寄せていただいて、ユニバーサルデザインのことについて改めていろいろ物を読んだり知識を、今まで意識をしたことが無かった訳ではないんですが、行政が作ってくれたこの町並みであるとか都市整備であるとか今までのその歴史の中ででき上がった、自分が住んでる町っていうのは、いろいろ不満はあるけれども、こういうもんなのかなあというような生き方をしてきました、改めてよくよく見ますと、私は健常者という部類に入るんだと思うんですが、年も重ねてきて、何もなくてで躓きますし、ちょっとたプロ

ックのところは足が引っかかって挟まってしまうとかね、そういうことがいっぱいあるわけですよ。なので、本当に歩きにくいなあ。ちょっと前に金融機関さんの理事長さんの講演を聞きましたときに、ポートランドの事例の話を聞かせてもらって、一つすごく心に響いたのが、車が走りにくいまちづくり、というのがポートランドの風土というか、文化だと。ということは逆に言えば、人が歩いて自転車、車椅子いろいろな形で、20キロ圏内ですべての生活が幸せに、安心安全に進めるということのまちづくりが徹底視されているという風土、これを滋賀県でもできるんじゃないか、というようなことを今、期待をしております。

参考資料10で、県政モニターアンケート平成30年7月398名で回答率が84.4%。人口141万人の中の398人、ちょっと少ないなあという気もしますが、10年間でバリアフリーユニバーサルデザインが進んだか、十分という方がたった5%、で合計66%って書いてますけど、私個人的にはこのまま進んだっていうのは、あてにならない数字で、やっぱりこの充分進んだっていう5%をあと3年後には10%にしましょう。10年後には50%にしましょうと、そういうような思いが、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の趣旨の一番大事なところに、もうちょっと書きたいな、と思いました。

ここの一番最初に、平均的な人で住むまちとして今までは設定されてきてるけれど、製品も何もかもがシステムも、その平均的な人ばかりではなくなってきたからこそ、ユニバーサルデザインというよりは先ほど委員がおっしゃった通り、アクセシビリティというね。iPhone使われてる方はご存知だと思うんですが、iPhoneって当たり前前にアクセシビリティの機能がたくさんついてって、AndroidはGoogleが作ってるんですけどAndroidは音声機能がメインなんですね。で、iPhoneは音声機能だけじゃなくて、視覚それから体を使うといういろんな機能にすごく長けてて、滋賀県がどっちを選んでいくのっていうようなことがここに盛り込まれて、いた委員がおっしゃった通り、そういうことをやらない企業も行政も、もう駄目、みたいなことをできないじゃなくって、やっぱり表現していただくためにも、ぜひ知事にも、たまにはお越しいただいて、聞いてもらって、スピード感を持ってこの3年でやるぞっていうようなことをしない限り、風土にはなっていないと思います。

あと資料2の課題背景の(1)の一番上のところに、例としてユニバーサルデザインに接する機会が少なく、と書いてある。例とはいえ、多分これがほとんどなんだろうなと思いますので、まずは行政施設はもう100%ユニバーサルデザインじゃないと駄目、というようなことをこれからの新規の工事にはすべてに盛り込んでいただくようにしたい、ということはこの指針に書きたい、ということをおは答申として申し上げたいと思います。

専門分科会長：

いやもう、本当にやりましょうと、それから必要でしたら、知事も呼びましょう、と。それぐらいの力強いご提案ありがとうございました。

委員：

ぜひ書いてください、と。

専門分科会長：

書きましょう、ということですね。

委員：

今日はいろんな角度からの、ご意見をいただいて感謝いたしておりますけれども、私は長年設計という仕事に携わってきて思うことはですね、基本的にこのユニバーサルデザインのことについては、法体系の位置付けをもう少し格上げしないことには、お願い法令のまま終わっている状況ではこれちょっと難しいなと個人的には思います。ご承知のように建築基準法ができて、そのあと消防法ができたなら、もうとっくに消防の方の方が人類建物のためにですね、より高度な高い基準を設けるようになりました。昨今ですと、景観法ができて、省エネ法ができて、その以前からユニバーサルは語られてますけど、今やはるかに省エネ法なんかですね、皆さんもご理解いただけてますし、要は事業主からすると、省エネ法やってお褒めいただいて補助金もらって、加えて、イニシャルコストカットができるという塩梅になってるんですね。景観法につきましても、いわゆる建物とか植栽とかいうグリーンベルトのことについては、みんなの共有財産だからということですね、民間事業者にとっても、そこの工場はいっぱい木植えてくれはって、CO₂削減したはるなあ、というイメージになると、それがきちっと法体系としても景観法として義務づけられて、今は省エネと一緒にどんどんどんどん免責規定を下げている。そんな観点からすると、このユニバーサルデザインのことについては、私的にいうと、もう少し法体系の序列をですね、上げるような、国の法律として位置付けしないと、なかなか今後は難しいんじゃないかなと思います。

卑近な例を申し上げますと、去年京アニの第一スタジオが火災を起こしましたがけれども、あの建物は建築基準法上の消防法上のなんの落ち度もない、きちっと年に一度点検してる建物ですけども、残念ながらたくさん犠牲が出ました。というのはですね、螺旋階段が避難階段になってまして、あの階段を通らないと建物の外には出られないという状況の建物です。ですがそれは消防法上も建築基準法上も何ら違法ではないというところになると、先ほどからもご指摘ありましたようにですね、整備基準が必要最低限というところからいくとですね、ついついそうそういうことになってしまうかなと思うので、ああいう建物の災害を見ると、我々設計者としては、今後やはりですね事業主さんをお願いをしてもプラスアルファの大きい意味でのユニバーサルのバリアフリーの考え方を取り入れていただくということで、僕は大事かなと思います。ちょっと建築士として若い建築士のフォローもしておきますと、いろいろ知識を身につけて資格取った建築士、いろいろといいアイデアを出してお客さんにプレゼンテーションするんですけど、嫌な言い方ですけど、結局何かの関係で予算カットしていくとつまるどころ、ミニマムセーフティネットを死守するというところに

落ち着いてしまうところがちょっと難しい。生業としてやっていて忸怩たる思いはありますけれども、そういうユニバーサルデザインを誰がコスト負担するのかっていう部分についてもですね、やはり法体系的にもっと高い位置にもって行くということで、やっていくことの方がよりいい方向に行くのではないかなというふうに思いました。

専門分科会長：

ありがとうございました。戦略的にグレードアップしないと話にならない、ということも建築士の立場からご説明いただきました。戦術的にはちょっと重視しないといけない問題はかなりありますから、その両方で頑張らましようということですね。

ちょうど時間きました。話し足りない方、本当はこれからみたいな感じになるんですが、最後に委員にまとめていただこうと思います。

委員：

本当にですね、皆さんの意見がものすごく面白くて、うんうんと唸りながら聞いてたんですけど、今後どうするかっていうのはきっとこれからなんですよね。でも、一つ調達基準を変えていこうよ、っていうところは進めていただきたいし、むしろここで滋賀県が作っていったガイドラインが、国を動かしてくれるといいなと思ってます。私がずっと関わってるその情報のユニバーサルデザインのエリアですと、アメリカにリハビリテーション法 508 条っていうのが 86 年からあるんですね。で、公共機関の公共調達は、よりアクセシブルなものを買うんですよ。ですからメーカーは、よりアクセシブルなものせっせと出してくる。行政側はすべての部局において自分が買う物が、どっちがより UD か、よりアクセシブルかっていうのは自分で判断しながら、それを選んでいくんです。言ってみれば行政の側のユニバーサルデザイン推進員は、その視点を持ってないといけないってことになるわけです。今回、この調達の件を一つ入れていこうというふうに思ったんですが、それ以外に、私これを読ませていただいた状態で、少し滋賀県にお願いしたいと思うことがあるのでそれをちょっと最後にお伝えしてよろしいでしょうか。

平成 17 年にできたものなので、これは確かにちょっと感覚的には古いところもあります。ですから、これからターゲットをもうちょっと広げてもいいんじゃないかという提案をしたいと思う。例えば子育て中の人、ベビーカーで双子用ベビーカーが乗れるバス、それ買って欲しいとかですね。高齢者の方の視点をもうちょっと追加して欲しいっていうのと、それから外国籍の人達、たねやさんとか大分雇用してらっしゃるけど、そういう人達も含めた視点が欲しい。それと今、成田とかで一生涯命やってる LGBT 対応なんですね。そういったユニバーサルデザインの概念がこの障害者、高齢者っていう時代より相当変わってきているので、もうちょっとターゲットを広げてもいいんじゃないかというのが一つです。子育て中の人にやさしいまちで明石市とかすごく頑張ってますよね。そうすると三日月さんすごく受けるんじゃないかって話もあるので、ぜひですね、子育てのしやすい滋賀県っていうところ

の中で、だからユニバーサルデザイン進めようとなるとですね、ちょっとお金がつきやすくなるかなという気もしています。それとですね、行政側もですね、さっき委員がすごくいいこと言ってくださったと思うんですけど、行政側ももうちょっと数値基準を目標として出されてもいいんじゃないかと思うんですよ。ユニバーサルデザインの認知度をこれくらい上げていきたい、というところであったり、行政側の部分なんですけど。例えば障害のある職員の管理職比率ですね。雇用率ではなくて、何人ぐらい管理者になってるか。そういうところも出して欲しいと思いますし、男性の育児休暇率がどれくらいになってるかっていうのも、本当は目標にして欲しいかなと思います。この辺りは、男女共同参画だったり、障害者の雇用とか、ちょっといろいろ幅広くなる部分もあるかもしれませんが、内側から変わらないと、そこは変わらないと思うんですね。ですから、ぜひですね調達基準を上げるのと同時に、それはなんで公共機関がアクセシブルにしなきゃいけないか、っていったら、障害のある職員がそこにいるからっていうふうに言いやすいじゃないですか。ぜひそこも含めて進めていただけるといいかなと思います。

そこに例えば委員や委員のように、情報障害の人たちも当然いるんだ、ということを考えた上で、様々な施策をユニバーサルデザインに進めていただけるといいかなと思うんですね。食堂とか旅館とかだと、アレルギーとかハラール食に対してはどういうふうになってるか、これも実は今ユニバーサルデザインの観点から話が出てるんですよ。この前の天皇陛下の即位の礼のときに、600人のお客様のうち200人がイレギュラー食だったというすごい状態で、ニューオータニさんめっちゃめっちゃ苦労されてましたが、完璧に終わりましたよね。これから滋賀県の旅館やホテルがこの状態にもちゃんとカバーできる、マレーシアからたくさん観光客が来てもちゃんとハラール食でお料理ができるように、今京都の料亭とかすごく勉強してるんですよ。そういうのも含めて、どんなお客様がいらしても、どういう県民も幸せに暮らせるようなことで、知事が言ってるような、そういった未来を作って欲しいなと思うので、ぜひこの県庁の皆さんたちも、自分の未来のために、このUDの新しい指針と一緒に作ろうというふうになっていただけるとすごく嬉しいです。

専門分科会長：

ありがとうございました。今、まとめと同時に、第2回の内容が、骨子が大分出てきたんで、事務局としてはやりやすくなった反面、宿題になりましたから。他の委員会と違って、我々委員が文句つけて事務局が対応するやり方じゃなくて、先生そこまで言うなら自分で書いてくれ、と言ってもいいことにしましょうよ。それぐらいでないと、事務局には失礼ですが、1人や2人の能力で全部対応できるような課題ではないですから、みんなで協力しましょう。ちょっと遅れましたけども、事務局最後お願いいたします。

事務局：

本日は委員の皆様から貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。皆様か

らいただいたご意見の趣旨を踏まえまして、計画改定進めて参りたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして本日のユニバーサルデザイン推進検討第 2 専門分科会を終了いたします。本日はありがとうございました。

(了)